

【研究論文】

学校教育における文化財活用を考える — 『学習指導における文化財の手引』を 手掛かりに—

キーワード:文化財、博物館、江戸図屏風

八田 友和 (HATTA Tomokazu)

I はじめに

本研究では、学校教育における文化財活用の在り方について、『学習指導における文化財の手引 (文化財保護委員会監修、1952年発行)』を手掛かりに模索するものである。

学校教育に限らず、文化財を活用しようとする考えは1950年に成立した文化財保護法(昭和25年法律第214号)からも読み取れる。例えば、同法第一条には「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする」との規定があり、文化財を「保存」と「活用」の両面で捉えていることがわかる。また、博物館法(昭和26年法律第285号)第三条(博物館の事業)では、「十二 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること」との規定がある。この規定から、資料を収集・保管する博物館は、学校をはじめとした諸施設と協力する必要があることが読み取れる。他にも、中央教育審議会(以下、中教審)の答申や『学習指導要領』をはじめとした様々な資料において、学校教育における文化財(文化遺産含む)や博物館の活用が求められている。¹

しかし、「教育の情報化」や「GIGAスクール構想」など、デジタルやバーチャルな教育が推進されるなかで、文化財や博物館の活用は後回しになることが多い。しかし、学校教育において文化財や博物館を活用することは、学習をより具体的にすることはもちろん、五感で感じる学びを促進するという意味においても必要不可欠な学びであると筆者は考える。そのため、今後の活用や促進を図るにあたってのヒントを『学習指導における文化財の手引』から得たいと考えた。本書は、学校教育における文化財の活用を網羅的に検討した書籍であり、『学習指導要領』との関連も明示されていることから有益な情報を得ることができると考えた。

以上を受け本稿では、まず現行の『学習指導要領』における文化財や博物館に関する内容を整理したうえで、その特質や問題点について明らかにする。そのうえで『学習指導における文化財の手引』の内容を整理し、学校教育における文化財活用を考える手掛かりを得たうえで、それらを組み込んだ授業モデルの開発、実践を行

¹ 学校教育における文化財(文化遺産含む)や博物館の活用については、平成20年の中教審答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」や中学校社会科、高等学校地理歴史科、高等学校芸術科などの『学習指導要領』をはじめとした様々な資料において確認できる。

『リカレント研究論集 (3)』(2023. 3)

学校教育における文化財活用を考える

ー『学習指導における文化財の手引』を手掛かりにー (八田友和)

う。

II 『学習指導要領』における文化財の活用

学校教育における文化財の在り方を考える際、『学習指導要領』の存在は避けては通れない。『学習指導要領』における“文化財(文化遺産を含む)”の記載はいくつかの教科科目において確認することができる。ここでは、『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説ー社会編ー』(以下、『小学校指導要領解説ー社会ー』)および『高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説ー地理歴史編ー』(以下、『高等学校指導要領解説ー地理歴史ー』)を取り上げ、整理する。

(1) 『小学校指導要領解説ー社会ー』における文化財・博物館に関する記載

まず、『小学校指導要領解説ー社会ー』を取り上げ、文化財・博物館の取り扱いについて整理する。

「第4章 指導計画の作成と内容の取扱い」において、文化財や博物館は次のように取り上げられている。

(3)博物館や資料館などの施設の活用を図るとともに、身近な地域及び国土の遺跡や文化財などについての調査活動を取り入れるようにすること。また、内容に関わる専門家や関係者、関係の諸機関との連携を図るようにすること

(出典)『小学校指導要領解説ー社会ー』p.144より引用、下線筆者加筆

指導計画の作成に当たっては、事前に施設、遺跡や文化財などの実情を把握するとともに、関係の機関や施設などとの連携を綿密にとることが大切である。その際、施設の学芸員や指導員などから話を聞いたり協力して教材研究を行ったりして、指導計画を作成する手掛かりを得ることおもしろ一つの工夫である。

このような学習を通して、博物館や資料館、地域や国土に残されている遺跡や文化財などの役割や活用の仕方について正しく理解させ、それらに関わっている人々の働きやそれらが大切に保存、管理されていることの意味についても気付くようにすることが大切である。

(出典)『小学校指導要領解説ー社会ー』pp.144-145、下線筆者加筆

下線部から、遺跡や文化財の実情を把握したうえで、関係機関との連携を図ることの重要性が読み取れる。また、学芸員をはじめとした関係者や関係機関と綿密な連携を図りながら、文化財を活用することが求められていることも確認できる。

一方で、「正しく理解させ」「気付くようにする」といった表現から、教員が主体となった教材研究や授業等を踏まえた博物館や文化財の活用が求められていることも併せて読み取れる。

(2) 『高等学校指導要領解説ー地理歴史ー』における文化財・博物館に関する記載

次に、『高等学校指導要領解説ー地理歴史ー』における文化財・博物館に関する記載について整理する。地理歴史科の中にも、いくつかの科目があるが、例えば、日本史探究の「指導計画の作成と指導上の配慮事項」においては、次のような記述が確認できる。

ウ 年表や地図、その他の資料を積極的に活用し、地域の文化遺産、博物館や公文書館、その他の資料館などを調査・見学したりするなど、具体的に学ぶよう指導を工夫すること。その際、歴史に関わる諸資料を整理・保存することの意味や

意義、文化財保護の重要性に気付くようにすること。また、科目の内容に関係する専門家や関係諸機関などとの円滑な連携・協働を図り、社会との関わりを意識した指導を工夫すること。

(出典)『高等学校指導要領解説－地理歴史－』p.266 より引用

歴史の学習を抽象的な概念の操作で終わらせずに一層の具体性をもって実体化していくことや、学校の授業のみで終わらせずに空間的には教室の外へ、時間的には卒業後まで継続させ、将来にわたって学び続ける機会や方法についての認識や姿勢を育み、生涯学習へと発展させていくことが大切である。(中略)その際、これらの施設のはたす役割やそこにある諸資料を整理・保存し、利用に供することの意味や意義について考えたり、文化財保護への関心を高めたりして、歴史に関わる諸資料を整理・保存することの意味や意義、文化財保護の重要性に気付くようにすることが大切である。

(出典)『高等学校指導要領解説－地理歴史－』pp.144-145、下線筆者加筆

下線部から、高等学校段階における歴史教育では、歴史の学習を授業のみで完結させず、生涯学習に発展させることが求められているといえる。また、生涯学習に発展させるために、各施設や資料が重要な役割を担うことも述べられている。学習者が自ら各施設や資料の利用・活用を行うなかで、将来にわたって学び続ける機会や方法についての認識や姿勢を育み生涯学習へと発展させることが小学校段階と異なる点であり、特質であるといえる。加えて、文化財に関わる人々の存在や、資料を整理・保存することの意味や意義について理解するという項目については、校種が変わっても一貫して取り上げられていることから、博物館や文化財の活用を考える際、重視すべき点であるといえる。

一方で、『学習指導要領』における「教科科目の目標や内容」を踏まえて文化財や博物館を活用することが求められている以上、科目の目標や内容に合わせて博物館や文化財がもつ価値を制限して提示せざるを得ない場面が出てくることが容易に想像できる。加えて、教科書や資料集で取り上げられやすい資料は積極的に活用が目指されるものの、教科書や資料集で取り上げられない(取り上げられにくい)資料は、その教科での活用が困難になることが想定される。

そのため本稿では、ひとまず『学習指導要領』や各教科科目の目標や内容から離れ、「歴史を学ぶという行為において文化財を活用する意義」について考えたい。その際、歴史的思考力研究の第一人者であるサム・ワインバーグの考えを参考に検討したい。ワインバーグは、歴史教育を行うにあたって「歴史を教えることは、民主主義社会にどのように貢献するのか」を考える必要があるとしており、ワインバーグの同僚であるガイア・ラインハートも、「歴史は歴史的リテラシーにどのように貢献するのか」という問題提起を行っている。² また、ワインバーグは自身の著書において「歴史(教育)は私たちに、選択の方法、意見のバランスをとる方法、物語を語る方法、そして一必要な時は一私たちの語っている物語に対して不安を感じることができるようになる方法を教授する」³という仮説を提示している。つまり歴史を教えるということは、単に過去に起きたことを知るというシンプルなものではなく、判断力・注意力・観察力といったリテラシーを備えることに繋がると述べている。

以上を受け本稿では、「“文化財を活用して”歴史を教える(学ぶ)ことは、民主主義社会にどのように貢献するのか」というテーマを設定し、学校教育(本稿では特に歴史教育)における文化財活用の在り方について、

² サム・ワインバーグ著(渡部竜也 監訳)『歴史的思考－その不自然な行為－』p. 12 を参照。

³ 前掲書 p. 12 より引用

『リカレント研究論集 (3)』(2023. 3)

学校教育における文化財活用を考える

— 『学習指導における文化財の手引』を手掛かりに— (八田友和)

模索したい。その際、先述したように『学習指導における文化財の手引』から示唆を得たいと考えた。本書は筆者が知る限り、児童生徒の教育活動に文化財を活用しようと考え、その目的や方法を網羅的にまとめた我が国最初の書籍である。当時の人々が、文化国家や民主的な国家を形成するにあたって、文化財をどのように活用しようとしたのかを本書から読み解くことは、本研究において有効な方策になり得ると考えた。⁴

Ⅲ 『学習指導における文化財の手引』の概要

ここでは『学習指導における文化財の手引』を取り上げて内容を整理する。本書は、文化財協会が編集し、文化財保護委員会が監修している。また、本書の7頁から8頁にかけて編集委員会のメンバーが紹介されているが、文化財保護委員会21名、文部省初等中等教育局中等教育課および初等教育課より6名、国立博物館より5名、初等中等教育の教員8名、その他、大学教授、参議院法制局第二部長、日本放送協会、日本美術展覧会審査員など多様な顔ぶれである。ここから、業界や分野を問わず多くの関係者が本書の刊行に関わっていることが読み取れる。まさに、「文化財だけの視点」「教育関係者だけの視点」ではなく、多くの関係者の視点が組み込まれた書籍であるといえる。加えて、本書は『学習指導における文化財の手引』というタイトルであるものの、学習指導における文化財の在り方に限らず、「文化財の意義」や「文化財保護の制度」など、文化財について幅広く捉えた後、第三章から第六章にかけて文化財学習について詳細に言及しているところに特徴がある。



また本書では、文化財について「人類によって役だつものとして造り出されたものは、文化的に価値のあるもの、すなわち広い意味における文化財ということができよう」⁵と表現している。ここから本書では「文化財＝文化財保護法に規定されているもの」といった狭いとらえ方をしていないことが確認できる。加えて、「各教科の学習指導要領に準拠した教科運営に便たらしめようとするねらいであって、現在の教育課程に豊富な文化財を包含して、児童、生徒にさらにより教育的な環境を与える手引とすると共に、児童生徒に早くから文化財に親しませる機会をつくり出すための入門書として、今後の保存活用の基礎たらしめようとするのにあるのである。「文化財であるから保存せよ」といった教育をなるべく避けて、生徒の全人的な発達に従って、次第に文化財を愛護してゆく教育心理の線に沿って編集したことを申し添える次第である」⁶との記述も確認できる。このような「よりよい教育活動を行うために文化財を活用する点」や「生徒が文化財に親しむ機会を創出する点」「文化財愛護の精神を育む点」などは、現行の指導要領解説にも継承されているところである。ここまです踏まえると、本書では「狭小な意味での学校教育における文化財利用」を提唱していないことがわかる。

⁴ 1949年の法隆寺金堂の出火により、国宝の十二面壁画の大部分が焼失したことを受けて、1950年に文化財保護法が成立している。ここからも、文化財に向けられるまなざしや、文化財に対する期待のようなものは、現在と異なるものであったことが容易に想像できる。また、社会情勢はもちろんのこと、戦後の焼け野原から日本が復興することを目指した当時と現在とでは社会情勢はもちろん、様々な考え方が異なることを前提として、本書を読み解き、現在の学校教育に活かすべきであることは言うまでもない。

⁵ 『学習指導における文化財の手引』p. 17より引用

⁶ 前掲書 p. 7より引用

『リカレント研究論集 (3)』(2023. 3)

学校教育における文化財活用を考える

－『学習指導における文化財の手引』を手掛かりに－(八田友和)

⁷ むしろ「文化財がもつ価値(文化的価値、教育的価値など)を積極的に活かした教育活動の充実」を目指していることがわかる。そのため、学校教育における文化財活用を考えるにあたっては、示唆に富んだ著作物であるといえる。

IV 『学習指導における文化財の手引』にみる文化財活用の意義

ここでは、本書にみる文化財活用の意義や方法について、「第1章 文化財の意義」、「第3章 文化財学習指導の目標」、「第5章 文化財学習指導の方法」の3章を取り上げ整理する。

(1) 第1章 文化財の意義

第1章では“文化財(文化財活用)がもつの意義”について直接論じるだけにとどまらず、「国民文化の特質(第一節)」を踏まえたうえで、「文化財の意義(第二節)」「文化財の保存と活用(第三節)」について整理しているところに特徴がある。つまり、国民文化や社会背景を踏まえたうえで、文化財がどのような意義をもち、活用できるのかという視点で本書が構成されていることが推定できる。

例えば、第一節の「国民文化の特質」において、各国国民の存在がもつ意義について次のように述べられている。

一国の文化は、好むと好まないとにかかわらず、あたかもわれわれの血管の中に祖先の血が流れているように、その国の自然、風土、歴史的な環境の下で、祖先の創造と伝承によってつちかわれ、育成され、みがき上げられた特質と個性を備えている。欧州の各国が狭い欧州において絶え間ない接触交流、栄枯盛衰の歴史を繰り返しながら、今日なお明らかにそれぞれ異なった文化的特色を保っており、わが国が中世、大陸先進文化の圧倒的影響の下に全く風びされたかの観を呈したにもかかわらず、年代をふるに従い、その摂取した外来文化をわが国特有の文化に消化、融合させているのも、国民文化の本質を示す例証とすることができる。

世界文化の理想から見て、このような個性、特質を異にする各国国民の存在は、いかなる意義を持つものであろうか。またそれが、過去の狭い民族主義的観念に立脚する、好ましからざる遺物であって、真の世界視野に立つ文化の発展にとつては、むしろ妨げとなるものではないか。これらの問題を解決しなければ、国民文化の正しいあり方を決めることができない。

(出典)『学習指導における文化財の手引』pp.15-16 より引用、下線は筆者加筆、旧字体は新字体に置き換えている。

ここでは、欧州や日本の事例を挙げながら、諸外国の影響を受けながら育成されてきた各国の国民文化の存在について触れたうえで、多様な特質と個性をもつ各国国民(国民文化)の存在は「狭小な民族主義的観念に立脚する好ましくない遺物であり、世界視野にたつ文化の発展にとって妨げとなる」⁸可能性があるとして問題提起している。一方で、この問題を解決することで、国民文化の正しいあり方を模索することも述べられている。

加えて、本書では国民文化の充実と発展について次のようにも述べられている。

各国国民文化の充実と発展は、国民が自国文化の伝統と精髓を尊重し、理解し、把握し、かつ、これを正しく批判し、同時に

⁷ ここでいう「狭小な意味での学校教育における文化財活用」とは、文化財を見学するといった誰もが思いつくような一般的な利用や、とりあえず触れさせるといった目的のない利用などを指している。

⁸ 『学習指導における文化財の手引』p. 15 より引用。

絶えず他国文化の長所・美点を摂取して栄養素としつつ、その新生面を展開することによって達成されるのである。これを言いかえれば、国民が文化的意味における民族精神(中略)を体得して自己の人格に融合せしめ、現在の世界文化の光を受けつつ、新たな文化的創造発見に努めることによって実現されるものということができるであろう。

(出典)『学習指導における文化財の手引』pp.16-17 より引用、下線は筆者加筆、旧字体は新字体に置き換えている。

ここから本書では、国民文化の充実と発展を実現するためには、①自国文化の精髓や理解、批判を行い、②外国文化の良い点を取り入れ、③新生面を展開することが重要であるとしている。先述したような、過去の狭い民族主義的観念から脱却し、世界視野にたつためには、この3つの視点を取り入れた文化財学習が有効な方策になると考えられる。加えて、「各国国民文化があらゆる文化の分野において、世界文化に対し積極的に貢献しようとする意欲をもつとともに、その個性をいよいよ豊かにし、その特質をいよいよ広め、深めることこそ、国民文化自体の向上発展のかぎであり、同時に世界文化の理想達成への道である」⁹とも述べられている。ここからも、「国民文化の向上」と「世界文化の理想達成」は相反する目標ではないことが読み取れる。

(2) 第3章 文化財学習指導の目標

本章ではまず、文化財に関する学習指導の目標を設定するにあたって、「現行指導要領の中から文化財学習指導に関する指導目標を集めて要約する方法」が提案されている。その理由として、文化財学習が一教科としての領域を持たないことが挙げられている。そのため、社会科、国語科、音楽科などに分散して記載されている文化財指導の目標を収集し、一つにまとめることで文化財に関する学習指導の目標をある程度設定できるとしている。

一方で、「文化財学習指導の計画をたてるにあたっては、このような方法で満足することはできない。文化財の本質とその教育的意義に基づいた独自の立場から、その指導の目標も研究されなければならない」¹⁰とも述べられている。『学習指導要領』に分散された目標を繋ぎ合わせるだけでなく、文化財学習独自の目標を設定することが重要であり、それが「各教科における指導効果を高めること」にも繋がるとしている。

加えて本章では、文化財がもつ教育的意義について、次の四つの項目が取り上げられている。

- 一 教育とは広義における文化財の伝達と創造のための営みである。
- 二 文化財のもつ価値は、そのまま児童生徒の生活の内容となる。
- 三 文化財は世界を結ぶ
- 四 文化財は将来国民生活向上の基礎となる

簡単に各項目の内容について整理する。

まず、「一 教育とは広義における文化財の伝達と創造のための営みである」では、教育上文化を重視し、それを教育の原理として捉える立場からすると「人類が長い世代にわたって築いてきた文化財を若い世代に伝達し、若い個々の生命に体験させることによって、さらに高い文化を築くことができる」¹¹と述べられている。次に、「二 文化財のもつ価値は、そのまま児童生徒の生活の内容となる」では、文化財が私たちの情操生活

⁹ 『学習指導における文化財の手引』 p. 16 より引用。

¹⁰ 『学習指導における文化財の手引』 p. 61 より引用。

¹¹ 前掲書 p. 61 より引用。

『リカレント研究論集 (3)』(2023. 3)

学校教育における文化財活用を考える

－『学習指導における文化財の手引』を手掛かりに－(八田友和)

を豊かにし、思想生活を合理的にし、毎日の生活に取り入れられている部分が少なくないと述べられている。次に、「三 文化財は世界を結ぶ」では、「文化には国境がない」という言葉を引用しつつ、文化財のもつ社会性や国際性が紹介されている。加えて、文化財のもつ恩恵は、一個人、一国家に独占されるべきではなく、国際親善のとりでになり得るとも述べられている。また、文化国家・平和国家建設のための教育原理になる必要があるとも述べられている。最後に、「四 文化財は将来国民生活向上の基礎となる」では、文化財の基礎のうえに、国民生活をたてなおす教育が行われることが、将来の国民文化、国民生活発展に繋がるとしている。加えて、一から四までの考えを踏まえ、文化財学習指導の目標を、「理解」・「鑑賞」・「態度」の3つに分けて示している。

(3) 第5章 文化財学習指導の方法

この章では、文化財学習指導の意義や一般的な方法について整理した後、各教科における文化財の活用について論じている。ここでは、「第一節 文化財学習指導の意義」および「第二節 文化財学習指導の一般的な方法」について内容の整理を行う。

まず、「第一節 文化財学習指導の意義」の内容を整理する。ここでは文化財学習指導について「各教科学習と別の学習領域ではなしに、各教科運営上に、文化財についての豊かな資料をもとにして、その学習内容を、より正しく、より完全に誘導するとともに、古文化財についての理解を深め、これを鑑賞する態度を身につけることにあるのである」¹²としている。加えて、学習指導において文化財を取り上げるについて、「あらゆる文化財をそのまま児童生徒の教材としてとりあげるとは困難なことであるが、児童の必要と、社会の必要とを満足させる文化財であるならば文化財はできるだけ、学習のために活用し、学習内容をより豊かにすることが、それぞれの教科学習を本当に実のある豊かなものにすることになる」¹³と述べており、いかなる文化財であっても児童生徒や社会の求めに応じて取り上げる必要があることが確認できる。また、「文化財学習指導は単に教育課程運営上だけの問題でなしに、地域社会の物心両面に亘る文化財を取扱ういわゆる生活指導としての面を無視し得ないばかりでなく、むしろ積極的に生徒指導上の品性教育の問題として研究する必要さえあるのである」¹⁴とも述べられており、生徒指導上の品性教育や特別教育活動における文化財活用の意義についても言及されている。加えて、「旅行、遠足の計画などにも、その地域社会の生活、風俗、習慣などを研究することによってはじめて文化財を指導でき得ることを考慮して実施することが何よりも大切である」¹⁵との記述も確認できる。地域社会を知り、研究したうえで文化財学習指導を行うことの重要性が読み取れる。

次に、「第二節 文化財学習指導の一般的な方法」では、文化財学習指導において強調されるべきこととして、「①日常身近に接するところの一般文化財を大切にすることを養うことが最も効果的な指導法である、②視聴覚教具を効果的に用いる指導法が極めて重要である、③地域社会の文化財をしらべておいて、それを十分に生かすこと、④児童生徒の個人差に応じて、その個性をよく伸ばすように指導しなければならない、⑤特別教育活動などのクラブ活動や遠足その他の集団指導を効果的に計画し十分に豊かな経験を与える」¹⁶の5点がまとめられている。

¹² 『学習指導における文化財の手引』p. 226 より引用。

¹³ 前掲書 p. 226 より引用。

¹⁴ 前掲書 p. 226 より引用。

¹⁵ 前掲書 p. 227 より引用。

¹⁶ 前掲書 pp. 228-230 よりタイトルのみ引用。

V 小括 (学校教育における文化財の活用について)

ここまで『学習指導における文化財の手引』の内容について、本文を引用しながら整理してきた。授業モデルの開発を行い、授業実践を行うにあたって留意したい項目を4点取り上げる。

- (1) 「世界文化の発展」や「自国文化への精髓や他国文化の美点」などを考える際に文化財が役立つ点
- (2) 各教科の学習指導要領にとらわれない文化財学習指導独自の目標を打ち立てることで、各教科の充実につなげる点
(文化財独自の視点で目標設定や学習方法について考えている点)
- (3) 児童生徒や社会に必要ながあれば、どのような文化財であっても創意工夫して活用を図るべきである点
- (4) 文化財を活用するにあたって、教員の地域社会や文化財に対する理解や精髓が不可欠である点

いずれの項目も「“文化財を活用して”歴史を教える(学ぶ)ことは、民主主義社会にどのように貢献するのか」を考える際に、重要な視点になると考える。そのため、これら4つの視点を組み込んだ授業モデルの開発および実践を行い、学校教育(特に歴史教育)において文化財を活用する意義について考えたい。

VI 授業実践の概要

ここでは、国立歴史民俗博物館(以下、歴民博)がホームページ上に公開している「江戸図屏風[高精細画像版]」を活用した授業実践について紹介する。¹⁷ なお、本稿で紹介する学習指導案の項目については『高等学校学習指導要領(平成30年告示解説)総合的な探究の時間』(以下、『指導要領－総合学習－』)の「単元計画としての学習指導案」を参考に項目の選定を行った。¹⁸

- (1) 単元名 「江戸図屏風に隠された思惑を探し出せ！」

- (2) 学習指導要領との関係

『指導要領－総合学習－』において、各学校で定める目標及び内容について、次のように整理されている。

(5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については、地域や学校の実態、生徒の特性等に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉、健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の進路に関する課題などを踏まえて設定すること。

出典：『学習指導要領－総合的な探究の時間』p.31より引用、下線は筆者加筆

加えて、下線部「地域や学校の特色に応じた課題」については、次のようにも述べられている。

町づくり、伝統文化、地域経済、防災、都市計画、観光など各地域や各学校に固有な諸課題のことである。
(中略) また、これらの課題についても正解や答えが一つに定まっているものではなく、従来の各教科・科目等の枠組みでは必ずしも適切に扱うことができない。しかも、生徒にとっては、自分自身の取組が地域や社会を変え、社会に参画し貢献していることを実感できる課題でもある。したがって、こうした課題を総合的な探究の時間の探究課題として取り上げ、その解決を通して具体的な資質・能力を育成していくことには

¹⁷ 授業実践は、筆者の勤務校であるクラーク記念国際高等学校連携校専修学校クラーク高等学院姫路校にて行った。

¹⁸ 『高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説－総合的な探究の時間編－』p.114を参照

大きな意義がある。

出典：『学習指導要領－総合的な探究の時間』p.32より引用、下線は筆者加筆

本授業実践では「江戸図屏風に隠された思惑を探し出せ！」を単元名にしている。しかし、①江戸図屏風は勤務校で採用している歴史の教科書や参考図書に取り上げられていない点、②授業時間数確保の問題で特設単元や発展的な学びの単元等を歴史の授業内で設定しにくい点などから、教科科目等の枠組みで適切に扱うことが困難であった。そのため、総合的な探究の時間において、姫路校の教育目標とも関連させながら実践を行うことがふさわしいと考えた。¹⁹

(3) 単元目標

- ・ 江戸図屏風を事例に、資料に隠された思惑や考えについて主体的に調べることができる。
- ・ 江戸図屏風から“必要な情報”や“隠された思惑”について読み取ることができる。
- ・ 写真・風刺画など、様々な資料を読み解くことで、その背後にある思惑について理解することができる。
- ・ 歴史に関わる諸資料を整理・保存することの意味や意義、文化財保護の重要性に気付くようにする。

(4) 生徒の実態²⁰

本クラスの生徒は、全体的に落ち着いてしっかりとした学習態度で授業に臨み、教師の指示を素直に聞き、作業にもまじめに取り組むことができている。その一方で、小学校・中学校在籍時に不登校を経験した生徒が多く在籍しているため、社会的事象に関する基礎的・基本的な知識について習得できていない生徒が多い。そのため授業においては、①参加しやすい雰囲気をつくる点、②生徒の実態（これまでの学習や個性など）を踏まえる点、③授業の内容や進度にゆとりをもたせる点、の3点に留意した実践を心がける。

(5) 教材について

本実践では、勤務校が所在する兵庫県姫路市の文化財（姫路城や好古園など）を活用する予定であった。しかし、全国的な新型コロナウイルスの感染拡大に伴い断念せざるを得なかった。そのため、校内（教室）にて、タブレット端末を使った学習へと切り替えることになった。当然ながら、扱う文化財も変更せざるを得なくなった。そこで、①授業のねらいを達成でき、②教室で文化財に触れることができる²¹、という2つの条件を満たした文化財として、歴民博がホームページ上にて公開している「江戸図屏風」を教材として取り上げることにした。なお、『学習指導における文化財の手引』で取り上げた項目を踏まえて、下記のような留意点を組み込んだ授業モデル開発や実践を目指した。

(表1) 実践を行うにあたって留意した点

項目	留意した点
(1) 「世界文化の発展」や「自国文化への精髓や他国文化の美点」などを考える際に文化財が役立つ点	資料が制作された背景を知る際、外国の文化や外国人が来日したことが我が国の歴史に大きな影響を与えていることに気付く場面を作った。また、江戸図屏風を保存・公開している歴民博についても授業内で紹介を試みる。その際、自国の文化に触れることができる博物館の役割や活用方法についても紹介する。
(2) 各教科の学習指導要領にとらわれない文化財学習指導独自の目標を打ち立てることで、各教科の充実につなげる点（文化財独自）	「総合的な探究の時間」は、特定の教科科目に留まらず、横断的・総合的な視点で考えることが可能である。本実践では、江戸図屏風という文化財を紐解くことで、そこに隠された「思惑」を探し当てることを目的

¹⁹ 便宜上、専修学校科目「発展地歴」の授業内で本実践を行ったが、授業の目標・内容等は総合的な探究の時間に則して実施した。

²⁰ 生徒の実態については、拙稿「アクティブ・ラーニングの視点を組み込んだ総合的な探究の時間単元開発」『リカレント研究論集』p.33から一部引用している。

²¹ ここでいう触れるとは、直接的なものだけでなく間接的なものも含んでいる。

<p>の視点で目標設定や学習方法について考えている点)</p>	<p>とした。有形の文化財には、“作成を依頼した人物の思惑”や“為政者の思惑”、国内外の社会情勢が反映されることもしばしばある。よって、文化財を観察するなかで、制作された時代や社会背景について知ることは有効な学習に繋がると考えた。</p>
<p>(3) 児童生徒や社会に必要ながあれば、どのような文化財であっても創意工夫して活用を図るべきである点</p>	<p>江戸図屏風は、勤務校で使用している教科書や参考図書には掲載されていない。しかし、「資料に隠された思惑」「読解力」などを身に付けるために必要な教材だと判断した。加えて、勤務校のICT環境(生徒が一人一台タブレット端末をもっていること)を踏まえると、タブレットの画面上で拡大や縮小ができることから、より細部まで丁寧に観察することが目指された(気づいたこと・学んだことを即座にタブレットへメモできることも大きな利点である)。</p>
<p>(4) 文化財を活用するにあたって、教員の地域社会や文化財に対する理解や精髓が不可欠である点</p>	<p>筆者は、2021・2022年度にわたって歴史博の博学連携研究員として活動していた。その際、江戸図屏風の教材研究や授業での活用方法について、担当教員や他の研究員との意見交換を行っている。また、前任校においても江戸図屏風の教材研究や授業実践を行っている。</p>

(筆者作成)


なお、「表1の「留意した点」については、本授業実践の目標や学習過程などに分散して組み込ませている。

(6) 展開

小単元の展開 (全3時間)

段階	学習活動	○発問, 指示(説明) ・予想される反応	◇手だて・支援【資料】
<p>課題の提示とフィールドワーク(1時間)</p>	<p>1. 姫路校の教育目標は何?</p>	<p>○姫路校の教育目標は何だろう。 ・社会で活躍できる人材の育成</p> <p>○社会で活躍するためには、どんな力が必要だろう。 ワークシートに書いてみよう。 ・コミュニケーション能力、主体性、判断力、表現力、人と関係を築く力、</p>	<p>◇教員は机間支援を行う。</p>
	<p>2. フィールドワーク</p>	<p>○(3~4人のグループをつくり)社会で活躍するために、どんな力が必要か意見を出し合おう。</p> <p>○社会で活躍するために必要な力について、グループごとに発表を行う。</p> <p>○歴史を学ぶことによって身に付くこと(スキルや能力)について考えよう。 ・過去の教訓、歴史の知識、客観的に物事を見れる など</p> <p>○ワークシートをまとめて提出する。</p>	<p>◇グループを分ける際、グループ名を決めるアイスブレイクを行う。</p> <p>◇グループ内で発表者とサポート者を決めさせる。</p> <p>◇ワークシートを回収する際、次回の予告も併せて行う。</p>

江戸図屏風に隠され謎・思惑を読み解く学習 (1時間)	3. テーマの発表	○ワークシートを配布し、本時のテーマについて発表する。 (ワークシートは次頁に添付)	◇前時の内容や姫路校の教育目標を踏まえてテーマ発表を行う。
	4. ウォーミングアップ	○屏風に描かれているものを20個書き出そう。 江戸城、富士山、朝鮮通信使、城の門、家屋敷、川、城壁、城下町、船、平原、武士、森、寺、馬、兵士、家、橋、城門、金色の雲、京橋、看板、鳥、刀、着物、おけ、犬、旗、俵、建物、石垣、傘、田んぼ、魚、野菜、笹、毛皮、土器、やり、竹、弓矢、籠、鳥居、草、門、藁、妖怪、外国人、遭難している人、森、椅子、塀、たわし、妖怪、たんぼぼ、きじ、扇子、日本橋、荒川、神田川、寛永寺、増上寺、いのしし、火縄銃、大根、羽子板、城、井戸、下駄、楽器、鹿、墓、国旗、ぼうし、池、かわら、太鼓、山、店、漆器、民家、仏像、行列、兎、人、子ども、茶碗、網、獅子舞 など	【資料1】 ◇歴民博のHPにある江戸図屏風を調べさせる。その際、タブレットで拡大縮小等の操作が可能であることを伝え、細部まで観察させるようにする。 ◇妖怪やたんぼぼなど、興味をひくものは全員で探すようにする。
	5. 資料の読み解き	○「顔が隠れている人」「籠に乗った人」を見つけよう。 ○「顔が隠れている人」「籠に乗った人」は誰か推理してみよう。 ・徳川家光 ・徳川家の人間・将軍 ・天皇 ○外国人と思われる集団を探そう。 ・江戸城の天守閣の近くに、外国人っぽい人がいます。	◇顔を隠して描いている理由について触れる。 ◇顔を隠している人や籠に乗っている人は、全て同一人物であることに気付かせる。 ◇外国人の集団は朝鮮通信使であることを説明する。朝鮮通信使が描かれている理由についても考察する。
	6. 中心発問	○なぜ、朝鮮通信使を屏風に描いたのだろうか。	
	なぜ、この屏風を作らせたのだろうか (どのような思惑があるだろうか)		
	○答えをワークシートにまとめて提出する。 ○筆者が博学連携研究員として活動していることに触れ、資料を保存・公開・活用している博物館の存在についても確認する。	◇文章で説明できない生徒については、キーワードを書くように指示を行った。	

資料に隠された思惑について考える (1時間)	7. 前回の復習	○ (江戸図屏風を示しながら) 資料には、製作者や依頼した人物の思惑が隠されていることを確認する。	◇欠席していた生徒も参加しやすい雰囲気を作る。 ◇写真・風刺画・ポスターなど、様々な資料を提示することによって、歴史の教科書・資料集で取り上げられている資料には、製作者や為政者の思惑、時代背景、外国文化の影響などが色濃く反映されていることを理解する。 【資料2】
	8. 資料の読み解き	○ (写真や風刺画、グラフなどを複数提示したうえで) 資料に隠された思惑を考えてみよう。 (例) 長篠合戦図屏風  ○ 教科書や資料集に掲載されている資料には、どんな思惑が隠されているだろう。 ・屏風・風刺画・写真・肖像画など、様々な資料を取り上げて資料の読み解きを行う。	

(授業で使用する資料)

【資料1】江戸図屏風 (出典: 歴民博のHPを参照。最終確認2022年12月1日)

https://www.rekihaku.ac.jp/education_research/gallery/webgallery/edozu_z/edozu_1.html

【資料2】長篠合戦図屏風 (出典: 大阪城天守閣で購入した屏風を筆者がスキャナーで読み取ったもの)

『リカレント研究論集 (3)』(2023. 3)
学校教育における文化財活用を考える
ー『学習指導における文化財の手引』を手掛かりにー (八田友和)
(資料) 授業で使用したワークシート

2022年○月○日	授業内課題
江戸図屏風に隠された思感を探し出せ!	
年 組 氏名: _____	
「歴史の学習をする＝教科書を見る」という考えが一般的になっていますが、そんなことはありません。以前、皆さんに「長篠合戦図屏風」を事例に、屏風から資料を読み取る練習をしてもらいました。屏風をはじめとした資料から情報を抜き出すこと・読み取ること、とても重要なスキルです。例えば、皆さんも写真を撮る時に、ただ撮影するのではなく「映えるポイント」を探すと思います。そこには、「きれいに撮りたい!」という撮影者の思惑・意図が潜んでいます。これは、新聞の記事・雑誌の記事・テレビのニュースなど、全て同じです。それら記事で取り上げられている資料(写真・グラフ)なども全て思惑があります。そこに隠された謎を読み解く力を身に付けることは…どうやら社会に出た時に役立ちそうです。	
問1 この屏風に描かれているものを20個書き出そう!	
<div style="border: 1px solid black; height: 50px;"></div>	
問2 江戸城の天守閣を見つけて、赤ペンで○を付けよう!	
問3 富士山を見つけて、赤ペンで○を付けよう!	
問4 「顔が隠れている人」「籠にのった人」を見つけよう! 見つけたらその部分を全て赤ペンで○を付けよう!	
問5 「顔が隠れている人」「籠にのった人」は誰だろう…? 推理して、名前を書いてみよう! 名前 _____	
問6 外国人と思われる人が描かれています。見つけたら赤ペンで○を付けよう!	
問7 なぜ、この屏風を作らせたんだろう?	
<div style="border: 1px solid black; height: 30px;"></div>	

(筆者作成)

VII. さいごに

本研究では、学校教育における文化財活用の在り方を、『学習指導における文化財の手引き』を手掛かりに模索してきた。

2021(令和3)年の中教審答申では、「知・徳・体を一体的に育むためには、教師と子供、子供同士の関わり合い、自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験、地域社会での体験活動など、様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶことの重要性が、AI技術が高度に発達する Society5.0 時代にこそ一層高まる」「これまでの実践と ICT とを最適に組み合わせる」²²といった記述が確認できる。ここから学校教育において、リアルとデジタルの融合が求められていることがわかる。本稿で扱った文化財をはじめとしたリアルな資料は、その資料を製作(作成)した者の息遣いや、圧倒的な時間・重みを感じ取ることができる強みがあり、デジタルには一度に多くの情報を入手し、処理できる強みがある。そのようなお互いの「強み」を最大限活かした実践が今後一層求められてくるであろう。一方で、デジタルとリアルを融合させた教育を行うにあたっては、「文化財を扱うこと」「タブレットで学ぶこと」はあくまでも手段であって目的ではないことを再確認する必要がある。「活動あって学びなし」といった言葉に代表されるように、手段が目的になってしまっは本末転倒である。

²² 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(中教審答申)より引用

『リカレント研究論集 (3)』(2023. 3)

学校教育における文化財活用を考える

ー『学習指導における文化財の手引』を手掛かりにー (八田友和)

そのため、これからの授業実践では、授業実践の先に何を見据えるのかを明確にすることがますます求められてくるであろう。筆者自身も本稿で示した「“文化財を活用して” 歴史を教える (学ぶ) ことは、民主主義社会にどのように貢献するのか」といった問題意識を持ち続け、今後も研究活動や授業実践を深化させていきたい。

【謝辞】

本研究を行うにあたり、滋賀県文化財保護協会の鈴木康二氏、クラーク記念国際高等学校 (当時) の石川眞椰氏にお世話になりました。この場を借りて御礼申し上げます。

【参考文献】

- ・ ウェンディ・L・オストロフ (池田匡史・吉田新一郎訳) 2020 『「おさるのジョージ」を教室で実現ー好奇心を呼び起こせ！ー』新評社
- ・ 駒見和夫 2008 『だれもが学べる博物館へー公教育の博物館学』学文社
- ・ サム・ワインバーグ (渡部竜也 監訳) 2017 『歴史的思考ーその不自然な行為ー』春風社
- ・ 島田雄介・神野晋作・八田友和 2018 「学校所在資料の活用」『考古学研究』第 64 巻第 4 号 考古学研究会 pp. 10-13
- ・ 文部科学省 2018 『小学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説ー社会編ー』
- ・ 文部科学省 2019 『高等学校学習指導要領 (平成 30 年告示) 解説ー地理歴史編ー』
- ・ 文化財協会 (編) 1952 『学習指導における文化財の手引』日本教育新聞社
- ・ 渡部竜也 2019 『Doing History : 歴史で私たちは何できるか?』清水書院
- ・ 中央教育審議会「令和の日本型学校教育」の構築を目指してー全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現ー (答申) (中教審第 228 号)
- ・ 国立歴史民俗博物館 HP 「江戸図屏風」 (最終確認 2022 年 12 月 1 日)
https://www.rekihaku.ac.jp/education_research/gallery/webgallery/edozu_z/edozu_1.html

受理日 : 2023 年 1 月 20 日

八田 友和

八洲学園大学 リカレント研究センター リカレント研究員